

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に関するコメント

平成 18 年 2 月 27 日

あずさ監査法人
その他の複合金融商品検討グループ

平成 18 年 1 月 27 日付で公表されました「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇
公認会計士 轡田 留美子
公認会計士 島 義浩

なお、このコメントに関するお問い合わせは、斎藤 昇又は轡田 留美子（Tel: 03-3266-7503）までお願いします。

1. 「緊密な関係があり、当初元本にリスクの及ぶ可能性が低い」と『判断』する場合の、判断根拠について（6 項(3)、26 項）

今回、当初元本を毀損する可能性があっても、その可能性が低ければ、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないものとして取り扱うこととなった。

「可能性が低い」と判断する際の判断指針等の提示が必要と思われるがどうか。

会計処理が『判断』により、異なることとなるため、指針（指標）が明示されないと、同種の金融商品について、所有者により処理が異なる実務が生じると思われる。数値的な指針（指標）は示せないまでも、「可能性が低い」と判断する判断根拠となる考え方の提示をしてもらいたい。

また、26 項において「物価連動国債」については、10 年物国債における過去 2 年間（平成 16 年発行）の消費者物価指数の動向を踏まえて「当初元本に及ぶ可能性は低い」と記載されており、「低い」と判断した経緯（根拠）が記載されていない。

このため、実務の運用において、拡大解釈による類推適用の余地が生じる懸念がある。

（10 年物の金融商品に関して、過去 2 年程度の実績比較が行えれば将来（10 年後）の元本毀損リスクに関する判断が行われてしまう。）

2. 第三者の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品の取扱いに関して（第 6 項(3) また書きの末尾）

「…取り扱うことができる。」と記載されているが、これは会計処理について、選択可能であることを意味していると理解しよいか。趣旨からすると、「ことができる」を削除の方が適切とも考えられるがどうか。

3. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ場合について（5項、11項）

現行の実務指針191項上では、金融資産の場合は、元本の減少と受取金利がマイナスとなる可能性があるものに加えて、「当該金利が市場金利と著しく乖離する」との条件が挙げられている。

- ① 公開草案において、当該条件の記載がなくなっているが、これは「市場金利と著しく乖離する」という条件は、リスクが現物の金融資産に及ぶか否かの検討項目から除いても問題ないということか。
- ② 当該条件も検討時の条件として存在している場合、受取金利について「当該金利が市場金利と著しく乖離する場合」のより明確な数値基準を明示すべきと思われるがどうか。
（数値基準については、金融負債の場合には、金利が2倍以上となるという条件が入っているが、金融資産については、明確に金利条件は明示されていない。）

4. 「重大な損失をもたらす行使価格」について（6項(4)）

従来から存在する規定だが、「重大な損失をもたらす行使価額」とはどの程度のものを指しているのか。

「解約違約金」が発生する場合の取扱いと併せて、「結論の背景」で解説を追加して欲しい。

5. 「損益を大きく調整する」の意味について（7項）

公開草案第7項において、「損益を大きく調整する」複合金融商品について、区分処理する旨が記載されている。

- ① 「大きく」とはどの程度を想定しているのか。
この点、現行実務指針（192項）と比較して、追加された記載であり、「追加」の意図とあわせて、結論の背景等で解説してほしい。
（「大きく」の判断指針が、明確になっていないと、実務上拡大解釈した商品設計が行われる可能性がある。指針が、誤った意図で利用されないよう、意図は明確にしておいたほうが良いと思われる。）
- ② 「スキーム等」として、例示商品以外のものも想定していると思われるが、現行実務では、「オプションを付与して金利の調整（上乘せ）する商品」などが流通している。
現行実務における商品の例示を加えて、結論の背景において、もう少し具体的な該当事例の解説をしてほしい。

6. 物価指数に係るデリバティブについて「区分処理を必要としない」という記載について（25項(1)）

25項(1)は、「区分処理を必要としない」という前提で記載が行われている。しかし、「区分処理」の要否は、25項で「経済的正確及びリスクが緊密な関係にあるか否か」の考え方を示し、26項において「緊密な関係にある物価指数に係るデリバティブ」のリスクが元本に及ぶ可能性があるか否かを検討した結果、「必要ない」と結び付けられており、検討の冒頭である25項において、「区分処理を必要としない」との前提記載は、違和感があるがため、記載方法を検討してはどうか。

以上